

被扶養者現況調査に関するQ & A 【平成 27 年度版】

<仕送り・送金証明編>

- Q28. なぜ別居の場合に仕送り証明（振込通知の写し等）が必要なのですか。
 Q29. 被保険者と被扶養者が別居の場合は、仕送り・送金証明（振込票の写し等）を添付することになっていますが、必ず必要ですか。
 Q30. 大学生の息子とは別居していますが、仕送り・送金証明は必要ですか。
 Q31. 大学に通うため別居中だった息子が今年大学を卒業しました。現在はそのままその土地に残り、フリーターとして働いています。どのような証明が必要ですか。
 Q32. 扶養している娘がアルバイトをしながら就職活動をしていましたが、この春から東京で就職活動するため別居しました。どのような証明が必要ですか。
 Q33. 扶養している母と11月から別居しました。11月から振込みを始めたため送金証明（振込票の写し）が11、12月分しかありませんがどうしたらよいでしょうか。
 Q34. 転勤で妻子を伴い社宅に入ることになり、扶養している両親と別居することになりました。この場合、仕送り・送金証明書は必要でしょうか。

<仕送り・送金証明編>

Q28. なぜ別居の場合に仕送り証明（振込通知の写し等）が必要なのですか。

A28. 被扶養者として認定される条件の一つである「主として被保険者の収入で生計を維持している」かどうかで、被扶養者資格は判断されます。

別居の場合は、被保険者の仕送額で判断します。

仕送りの対象となる人の年収が130万円未満で、被保険者の仕送額（援助額）より少ないときに被扶養者となります。

(例)		(130万円)	
A ケース	対象者の年収 被保険者の仕送額		130万円未満 仕送額未満 (認定)
B ケース	対象者の年収 被保険者の仕送額		130万円未満 仕送額以上 (否認)
C ケース	対象者の年収 被保険者の仕送額		130万円以上 — (否認)

※60歳以上の人やまたは障害年金受給者の場合、上記「130万円未満」が「180万円未満」になります

Q29. 被保険者と被扶養者が別居の場合は、仕送り・送金証明（振込票の写し等）を添付することになっていますが、必ず必要ですか。

A29. 離れて生活している場合、被保険者からの送金によって生活が維持されていることが、被扶養者の資格を維持する条件（A28 参照）となりますので必要です。

原則、直近1年分の仕送り・送金証明を添付ください

学生の場合は原則として送金証明は不要です。

（例）ATM振込票の写し

被扶養者側通帳の写し（名義と金額の部分を除く）、等

なお、現金手渡し等による仕送りは、証明できませんので仕送りとは認められません。紛失等により仕送り・送金証明書が提出できない場合は、扶養から外れていただく場合がありますので、ご注意ください。

Q30. 大学生の息子とは別居していますが、仕送り・送金証明書は必要ですか。

A30. 学生の場合は（原則）仕送り・送金証明書は不要です。

Q31. 大学に通うため別居中だった息子が今年大学を卒業しました。現在はそのままその土地に残り、フリーターとして働いています。どのような証明が必要ですか。

A31. 学生でない場合は、卒業後から現在までの送金証明（振込票の写し等）が必要です。また、送金金額は息子さんの年収以上である必要があります。

Q32. 扶養している娘がアルバイトをしながら就職活動をしていましたが、この春から東京で就職活動するため別居しました。どのような証明が必要ですか。

A32. ①別居から現在までの送金証明（振込票の写し等）。

送金金額は娘さんの年収以上である必要があります。

②所得証明書や源泉徴収票など前年のアルバイト収入の証明 【記入例ケース9 参照】

Q33. 扶養している母と11月から別居しました。11月から振込みを始めたため送金証明（振込票の写し）が11、12月分しかありませんがどうしたらよいでしょうか。

A33. 調査表の備考欄に「11月より母と別居」と記入の上、手元にある分を添付してください。
以降3ヵ月に亘って3回分（1～3月）の振込票写しを送付願います。

Q34. 転勤で妻子を伴い社宅に入ることになり、扶養している両親と別居することになりました。この場合、仕送り・送金証明書は必要でしょうか。

A34. 両親が妻子と同居していない場合（両親だけがその地で暮らす）は送金証明が必要です。たとえ転勤であっても両親を継続して扶養するのであれば、生活を援助する必要があります。

以上